

廃止した原子力発電所から発生する再利用可能金属の技術開発に関する住民説明会の結果について

日本製鋼所では、平成27年度より神戸製鋼所と共同で、廃止した原子力発電所から発生する再利用可能金属（クリアランス金属（裏ページ参照））の技術開発を行っております。この事業では、室蘭製作所にてクリアランス金属を用いた技術開発研究を行うことから、平成27年11月27日と28日、この事業についての住民説明会を開催しました。

この説明会の概要、参加者の皆様からのご質問やアンケート結果などについてお知らせいたします。

説明会の実施結果

	日時	場所	参加人数
第1回	平成27年11月27日 18:00~19:30	サンルート室蘭	44人
第2回	平成27年11月28日 13:30~15:00	セピアス花壇	52人

説明者：経済産業省、日本製鋼所、神戸製鋼所、電気事業連合会

主な説明内容：○事業の背景、必要性

○事業の実施内容

○使用するクリアランス金属について

説明の方法：・スクリーン資料に基づく説明（資料は当日紙でも配布）

・会場後方の展示ブースによる個別質疑対応

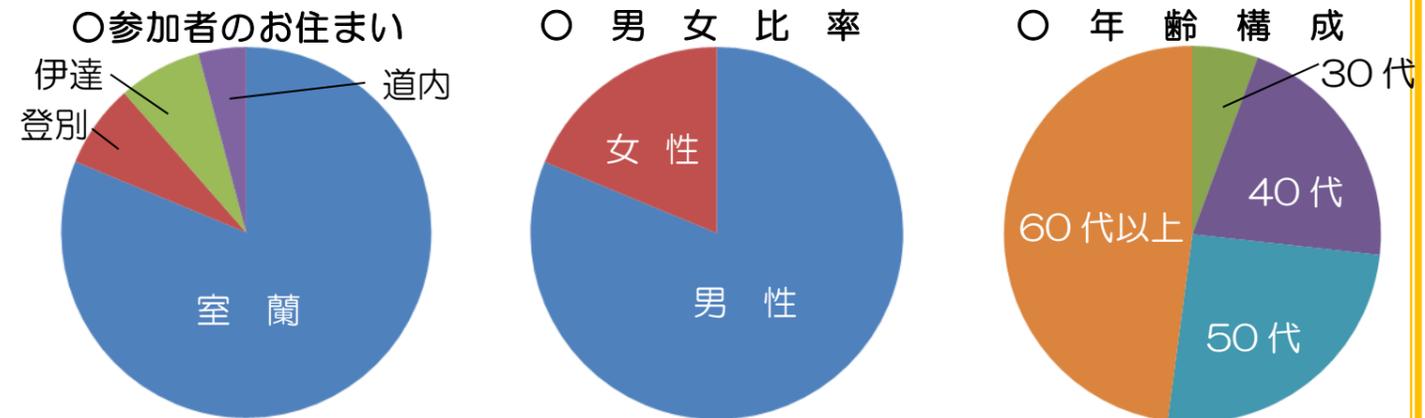
※住民説明会の事前のお知らせは、

- ①広報むろらんの「お知らせステーション」
 - ②新聞広告（北海道新聞及び室蘭民報：11/10と11/24の朝刊にて）
 - ③室蘭市内主要箇所へのポスター掲示・チラシ配布
 - ④町内回覧板
- により行いました。

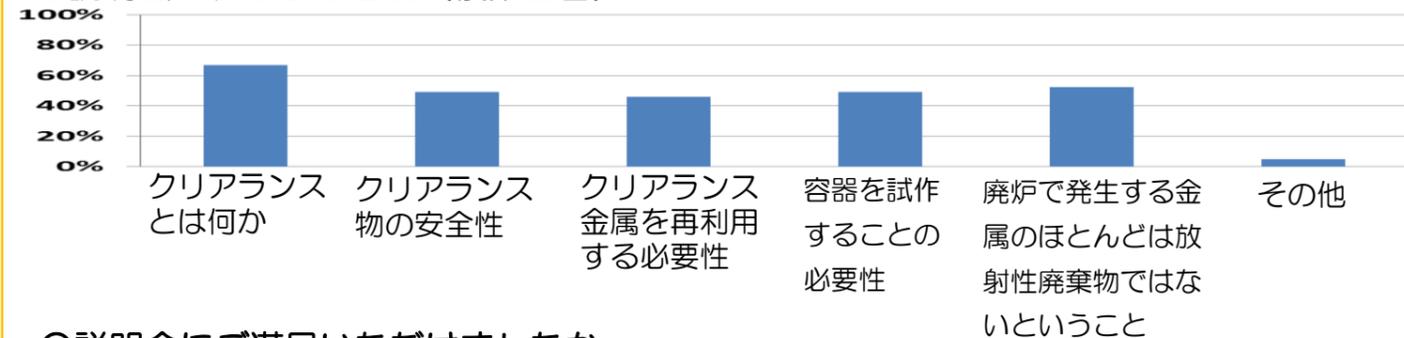


アンケート結果

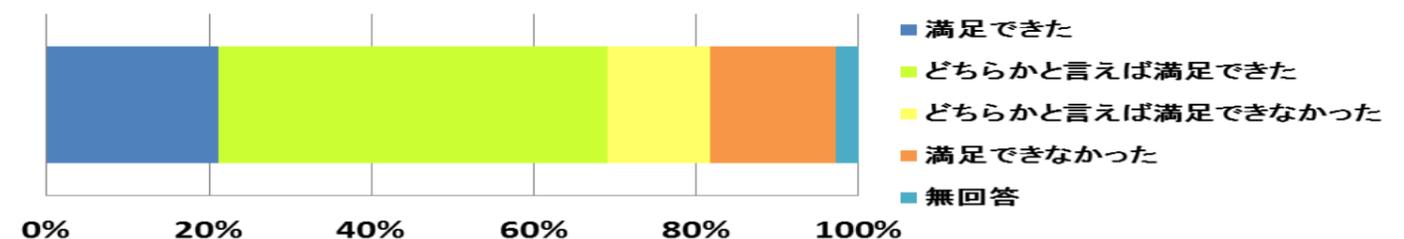
アンケート回答率：74%（71人/96人）



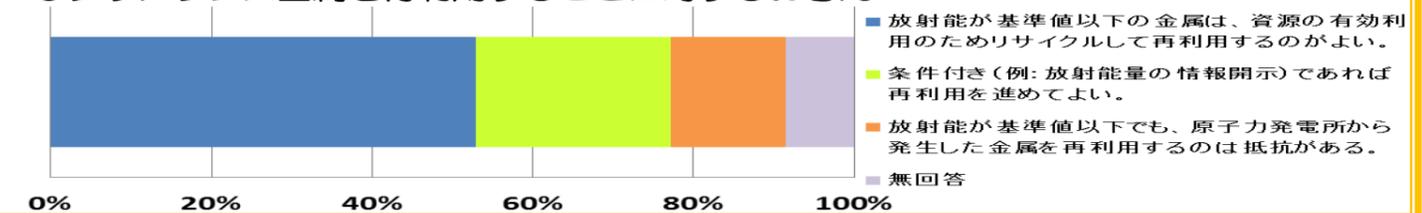
○説明会でわかったこと（複数回答）



○説明会にご満足いただけましたか。



○クリアランス金属を再利用することに対するお考え

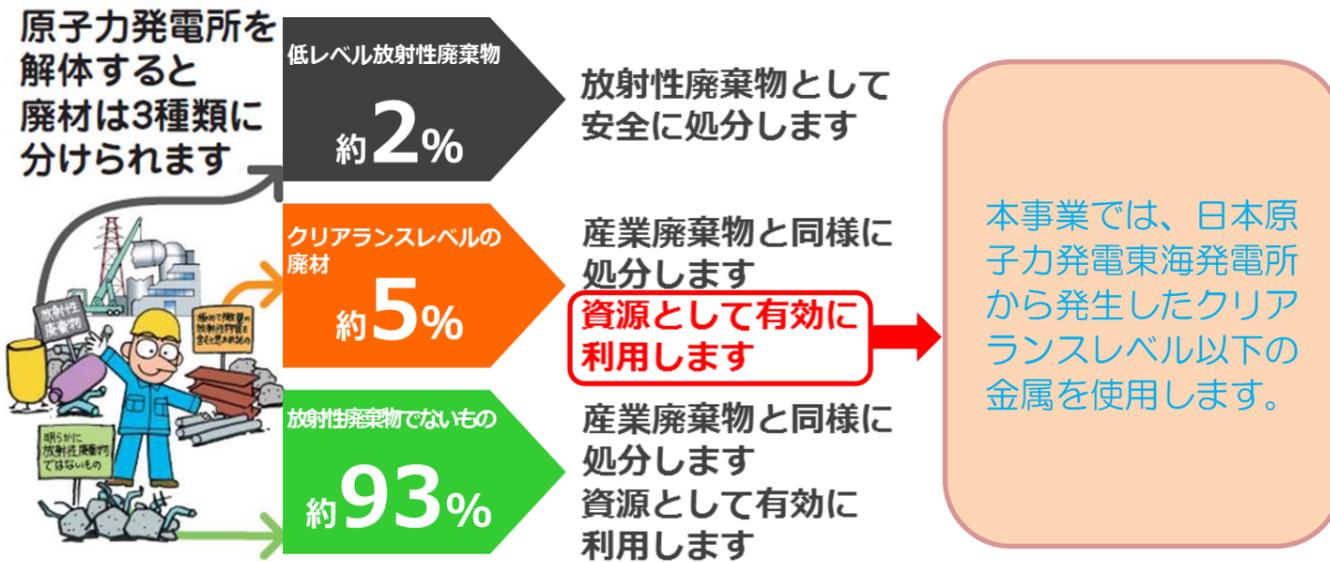


クリアランス（金属）とは？

○原子力発電所の解体や運転によって発生する大量の金属やコンクリートなどのうち、放射能が非常にわずかなものは、国の確認を受けることにより、一般の物と同様に再利用や処分ができるようになります。この手続きのことを「クリアランス」と言い、法律^(*)で認められた制度です。

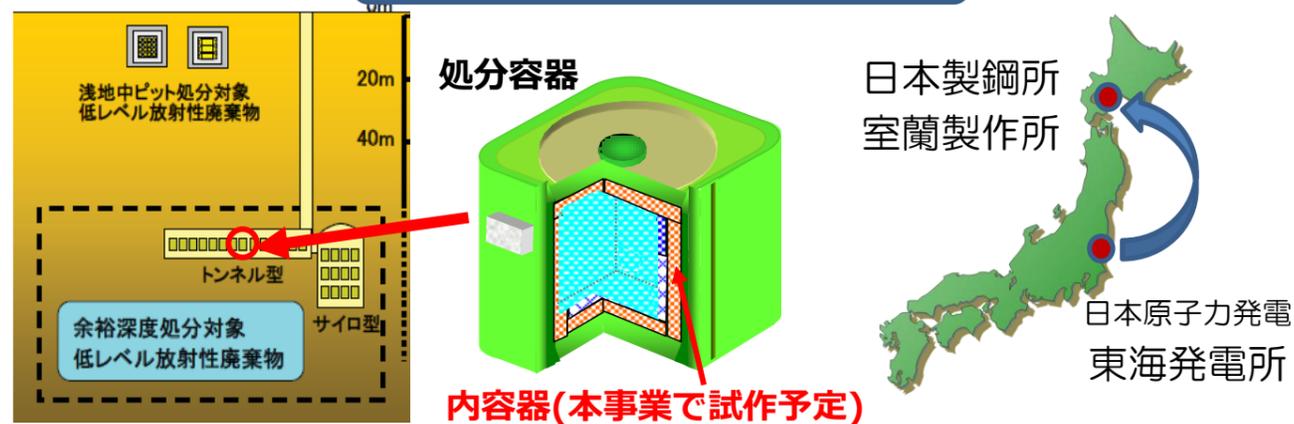
○国の確認を受けたものを「クリアランス物」といいます（本事業では金属）。

(*)「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第六十一条の二（放射能濃度についての確認等）



110万キロワット級の沸騰水型原子力発電所
1基を解体した場合
(出典：原子力安全・保安院パンフレット)

本事業の概要



- 放射性廃棄物を地中深く処分するための処分容器（内容器）の製作技術を開発します。
- 内容器の試作のため、廃止措置中である東海発電所から、クリアランス金属を室蘭製鋼所に搬入します。

説明会に参加された方からの主なご質問

Q1：クリアランスレベル（基準値）はkgあたりのベクレル（Bq）で表されるのに、説明の中ではミリシーベルト（mSv）が使用されており、わかりづらい。

A1：クリアランスレベルとは、クリアランス物が様々な用途で利用または処分された場合でも人への影響が1年間で0.01mSvに相当する放射能濃度（クリアランス物1gあたりに含まれる放射能の量（Bq））であり、法令で規定されています。

なお、ベクレルとは、放射線を出す強さを表す単位、ミリシーベルトとは、放射線による人体への影響を表す単位のことです。

Q2：クリアランス金属を溶かす過程で出てくる気体や、冷却に使われる水等に放射能が移り、周囲に拡散するのではないか。

A2：本事業で使用するクリアランス金属の放射能濃度は保守的に見積もってクリアランスレベルの約半分（0.52）であることが確認されています。これは年間約0.005mSv以下に相当し、自然放射線による年間線量2.4mSv（世界平均）の約500分の1以下となることから、仮にクリアランス金属を溶かす際に放射性物質が周囲に拡散したとしても人体に影響がない程度の線量です。

Q3：室蘭の持つ技術を活かし、廃止措置が円滑に進むよう、社会貢献として安心・安全にこの委託事業を実施してほしい。

A3：ご指摘のとおり、安全を最優先してこの委託事業を進めてまいります。

クリアランス金属は、その放射能レベルが人体への影響が無視できる程度であることが確認されたものですが、今後の本委託事業の中で、さまざまな放射線・放射能データを採り、その情報をみなさまに開示しながら進めてまいります。